

## 高津区食育推進分科会運営要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、高津区健康づくり推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）運営要領第6条の規定に基づき、高津区食育推進分科会（以下「食育推進分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 食育推進分科会は、次の事項を所掌する。

- (1) 「川崎健康増進計画」と連携する、「川崎市食育推進計画」の推進に関する事項
- (2) その他必要な事項

2 食育推進分科会は、前項で検討した内容を連絡会議に報告するものとする。

### (委員等)

第3条 食育推進分科会は、食育推進に対して意欲のあるもの、また意欲的な取組をしている団体の代表者等をもって構成する。

2 川崎市保健所高津支所長（以下「支所長」という。）は、任期が最長2年を経過するごとに、構成員の見直しを検討するものとする。

### (事務局)

第4条 食育推進分科会の事務局は、高津区役所地域みまもり支援センター地域支援課に置く。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、食育推進分科会の運営に必要な事項は、支所長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。